

九都県市省エネ家電買替キャンペーンに係る宣伝企画業務委託仕様書

1 件名

九都県市省エネ家電買替キャンペーンに係る宣伝企画業務委託

2 目的

九都県市省エネ家電買替キャンペーンについての宣伝を実施することで、同キャンペーンの周知広報及び家庭部門の二酸化炭素排出量削減を目指す。

3 契約期間

契約締結の日から令和3年3月19日(金)まで

4 履行場所

川崎市環境局地球環境推進室

5 事業内容

九都県市首脳会議環境問題対策委員会では、家庭部門での二酸化炭素排出量削減を目的として、令和2年11月1日から令和3年1月31日までの間、九都県市内（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）に在住する省エネ型のエアコン又は冷蔵庫に買い替えた方を対象に、抽選で賞品をプレゼントするキャンペーンの実施を予定している。また、各自治体が有する広告媒体（広報等）等を活用した周知を図る予定である。

本キャンペーンは、家電買替の意義及び効果等の住民への周知を視野に入れたものであるため、より多くの住民に情報が届くよう、SNSを活用した広告宣伝を実施する。SNSの中でも特にYoutubeは年齢層問わず利用されているため、Youtubeの動画クリエイター（以下、YouTuber）に提供する形で、家電買替の効果をわかりやすく認知、理解してもらうこととする。

6 業務内容

(1) インフルエンサーによる普及啓発

本キャンペーンの普及啓発を目的として、人気YouTuber（チャンネル登録者数30万人程度を想定）を活用した普及広報及び申し込みサイトへの誘導による参加者増加への呼びかけを実施すること。YouTuberは省エネ、家電等に見識があり、本テーマの動画を多くの人に理解してもらうためにふさわしい人選とする。

普及啓発は、単に人気YouTuberの動画を制作するだけでなく、動画で紹介されるコンテンツを活用し、他媒体と連携した本キャンペーンの認知拡大を促進することを目指すこと。

認知方法としては、SNSでの拡散やネット媒体等を使ったキャンペーン露出を実施する。目標として、50万回以上のキャンペーン露出を目指す。また定量的な計測ができる媒体とすること。

活用するインフルエンサーの選定、活用する媒体やその手法については、委託者と協議の上決定すること。

動画は契約日から2か月以内に掲載すること。

(2) 報告書の提出

本キャンペーン実施にかかる報告書をまとめ、委託者に提出する。

ア 報告期限

令和3年3月19日(金)

7 成果品の提出

(1) 報告書 1式

動画については、動画が掲載されている URL を記載、他媒体の認知拡大施策の結果は、媒体のレポート画面等を報告書内に添付すること

(2) 上記(1)の情報を記憶した電子データCD-R 1枚

8 成果物の帰属関係等

(1) 受託者は、いかなる場合においても、本契約の履行により知り得た秘密を漏らしてはならない。本契約終了後も同様とする。

(2) 受託者が本委託の履行に当たり収集したデータ等一式は全て九都県市首脳会議環境問題対策委員会に帰属する。このため、納入物件引渡し時には、紙媒体及び電子媒体の全てのデータ等を九都県市首脳会議環境問題対策委員会に提出するものとする。

(3) 受託者が本業務を履行するに当たり作成した著作物（以下「新規著作物」という。）の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条で規定する権利を含む。）等知的財産権についての権利は、九都県市首脳会議環境問題対策委員会に帰属する。

(4) 九都県市首脳会議環境問題対策委員会は、受託者が作成したデザインを、九都県市首脳会議環境問題対策委員会及び九都県市の各ホームページへの掲載及びデータのダウンロード、SNS等への掲載、啓発品作成等で自由に活用できるものとする。

(5) 新規著作物中に、受託者が従来から有している著作物又は第三者の著作物が含まれている場合は、これらの著作物の著作権は譲渡の対象から除外する。ただし、受託者は、九都県市首脳会議環境問題対策委員会によるこれらの著作物利用に支障がないよう必要な措置をとるものとする。

9 支払方法

全ての委託業務の履行確認後、受託者からの請求に基づき一括して支払う。

10 その他

(1) 受託者は、九都県市首脳会議環境問題対策委員会の担当者（以下担当者という。）から業務の進捗状況等について説明を求められたときは、速やかに対応すること。

(2) 本仕様書に疑義がある場合は担当者の指示に従うものとし、本仕様書に明示がない事項については、その都度、担当者と受託者が協議の上決定する。

(3) 成果物に含まれる著作権等は、原則委託者が保有するものとする。

(4) 個人情報の適正な維持管理を行うこと。

(5) 色彩表現については「公文書作成におけるカラーUDガイドライン」を遵守すること。

(6) 業務の成果品等については、川崎市グリーン購入推進方針に基づく適合物品等を使用するものとする。

(7) 本仕様書に定めのない事項については、契約約款によるものとする。

(8) 契約金額には、本契約の履行に必要な一切の経費を含むものとする。